

議案第 6 号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 2 月 13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第2号ア中「2, 200円」を「2, 000円」に改め、同号イ中「4, 100円」を「4, 200円」に改め、同号ウ中「6, 500円」を「7, 100円」に改め、同号エ中「8, 900円」を「10, 000円」に改め、同号オ中「11, 300円」を「12, 900円」に改め、同号カ中「13, 700円」を「15, 800円」に改め、同号キ中「16, 100円」を「18, 700円」に改め、同号ク中「18, 500円」を「21, 600円」に改め、同号ケ中「20, 900円」を「24, 400円」に改め、同号コ中「21, 800円」を「26, 200円」に改め、同号サ中「22, 700円」を「28, 000円」に改め、同号シ中「23, 600円」を「29, 800円」に改め、同号ス中「24, 500円」を「31, 600円」に改める。

第8条中「規定する「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」の次に「、初任給調整手当の月額」を、「特殊勤務手当の」の次に「額の」を、「

「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」の次に「並びに初任給調整手当の月額」を加える。

第12条中「地域手当の月額」の次に「、初任給調整手当の月額」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2第2項第2号ア、第8条及び第12条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の川崎市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 川崎市職員の給与に関する条例第7条の2第3項に規定する自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員で人事委員会規則で定めるもののうち、新条例第7条の2第2項第2号アに規定する使用距離が片道5キロメートル未満である職員の通勤手当の額は、当分の間、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 4 職員が、この条例による改正前の川崎市職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成26年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた平成26年10月7日付け報告に鑑み一般職の職員の通勤手当の額の改定を行うこと等のため、この条例を制定するものである。